

(様式2)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	川根本町

## 川根本町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 川根本町 産業振興課 林業室

所 在 地 榛原郡川根本町上長尾 627

電 話 番 号 0547 - 56 - 2226

F A X 番 号 0547 - 56 - 2235

メールアドレス sangyou@town.kawanehon.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ（以下シカ）、カモシカ アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ノウサギ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度 ～ 令和10年度
対象地域	川根本町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

①農業被害

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	果 樹	7	250
	野 菜	5	100
	イモ類	3	178
	工芸作物	2	14
	計	17	542
サ ル	果 樹	5	239
	野 菜	4	105
	イモ類	5	239
	計	14	583
シ カ カモシカ	果 樹	7	250
	野 菜	8	294
	工芸作物	40	827
	計	55	1,371
中型獣 (アナグマ・ハクビ シン・タヌキ)	野 菜	4	292
	計	4	292
	合計	90	2,788

※令和6年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票より

※ニホンジカとカモシカの被害の区別が困難なため項目を統合

②林業被害

鳥獣の種類	被害の現状		
	樹種	被害数値	
		被害面積 (a)	金額 (千円)
シカ カモシカ	スギ・ヒノキ	619	—
ノウサギ		80	—
ツキノワグマ		1,188	—
合計		1,887	

※令和6年度森林被害報告年報より

※ニホンジカとカモシカの被害の区別が困難なため項目を統合

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

豚熱の影響により一時的に生息頭数は減少したが、再び捕獲頭数が増加していることから個体数が増えていると推測される。被害は、拡大傾向にあり水稻への被害もみられる。

今後もイノシシの個体数の増加による被害は町内全域で発生が予想され、町の主要産業である茶の生産にも大きな障害となると懸念している。

主な被害内容は、イモ類、タケノコ等の食害、茶園等の掘り起こし等である。

【サル】

町全域で被害が発生し、民家近くまで群れが現れ、野菜等の食害が拡大している。

今後、人的被害も懸念される。被害内容は野菜類、椎茸、栗、柿等の食害である。

【シカ】

町全域で確認され、個体数の増加による被害が発生し拡大傾向にある。

また、夜間においては公道への出没により、交通へも支障をきたしている。

主な被害内容は、菜園での食害、茶の新芽の食害や林業被害（苗木の食害、樹皮剥ぎ被害等）である。

【カモシカ】

令和4年度から捕獲を休止している。

生息域が拡大し、町全域で生息が確認されている。

被害状況については、一時期は減少したが、今後は被害の拡大が予想される。

【アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ノウサギ】

町全域で住宅及び住宅周辺農地の農作物の被害が確認され、捕獲数も増加している。

その被害は野菜を中心に増加傾向にある。また、ノウサギは、スギ・ヒノキなどの幼齢木を好んで食害し、木の生長を著しく妨げている。

【ツキノワグマ】

毎年、森林被害への有害捕獲として実施しているが、個体数が増加しているように感じられる。

近年の目撃件数の増加や全国的な被害状況から、今後、人里への出没や人的被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	農業 : 17	542	農業 : 14	434
サ ル	農業 : 14	583	農業 : 11	466
シ カ カモシカ	農業 : 55 林業 : 619	1,371 —	農業 : 44 林業 : 495	1,097 —
(中型獣) アナグマ ハクビシン タヌキ	農業 : 4	292	農業 : 3	233
ノウサギ	林業 : 80	—	林業 : 64	—
ツキノワグマ	林業 : 1,188	—	林業 : 950	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止目的の捕獲として、猟友会へ委託等</li> <li>捕獲報償金の支払い（金額の増額改定）</li> <li>捕獲器具（わな）購入者への助成</li> <li>移動式大型囲いわな購入（サル用）令和6年度</li> <li>カモシカは、第二種特定鳥獣管理計画により個体数調整を実施（令和4年度より休止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟友会員の高齢化や狩猟免許（銃）保持者の減少により、わなによる捕獲が増えてくるため下記に取り組む必要がある。</li> <li>1. 新たな狩猟者の育成</li> <li>2. わな捕獲技術の向上</li> <li>3. 狩猟免許維持への助成</li> <li>・カモシカの個体数の増加</li> <li>・物価高騰を踏まえた助成制度の見直し</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵、防護柵等の設置経費の助成</li> <li>新植地への侵入防止柵の設置経費の助成</li> <li>農業者を対象とした研修会の開催より、効果的な電気柵の設置方法についての啓発</li> <li>クマ剥ぎはロープ巻き対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業新植地への侵入防止柵設置を拡大</li> <li>・農地への広域的な侵入防止柵の設置</li> <li>・電気柵、防護柵の効果的な設置指導を行うとともに、定期的な見回りやメンテナンスの適切な管理指導を徹底する。</li> <li>・物価高騰を踏まえた助成制度の見直し</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境に直結する農地の保全対策（荒廃農地再生・集積促進事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力不足による荒廃農地の増加</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>○地域の取組を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで総合的に指導、実践していく</li> <li>・地域懇談会の開催などによる地域を主体とした取組みへの合意形成</li> <li>・地域住民による餌場の除去等の有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりへの支援</li> </ul> <p>○被害軽減目標を3ヵ年で20%減を目標とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の実施状況の把握のため関係機関との連携した調査の実施</li> <li>・効果的な電気柵等の設置研修会の開催</li> <li>・農業者等個人における対策の支援（電気柵等）</li> <li>・被害防止目的の捕獲に対する報償金制度の充実（国等の制度の活用）</li> </ul> <p>○猟友会等との連携</p>
--

- ・鳥獣の出没情報や被害情報の共有
  - ・捕獲用わな購入の支援
  - ・狩猟免許取得及び維持への支援（猟友会員の確保）
- 生活環境の整備
- ・荒廃農地の解消、増加抑制の必要性の啓発
  - ・荒廃農地再生・集積促進事業の推進

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会との連携を密にし、迅速に活動ができるように、体制の強化を図る</li> <li>・ 狩猟の知識、実践、捕獲区域の地理的状況について熟知している「川根本町猟友会」へ「被害防止目的の捕獲」の業務を委託する。</li> <li>・ 狩猟免許を所持しなくてもできる捕獲支援活動について、地域住民と猟友会の連携を推進していく。</li> </ul>
---

#### (2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ サル シカ アナグマ ハクビシン タヌキ ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。</li> <li>・ 被害報告、目撃等の情報を集約し、猟友会へ情報提供することにより捕獲効率を高める。</li> <li>・ 農林家等へ狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進し「自分の畑は自分で守る・地域全体で守る」等、被害防止策の意識を高める。また、狩猟免許取得者のわな購入費の助成を継続し、捕獲数の向上を図る。</li> <li>・ 国、県、町の捕獲報償金制度を活用し、狩猟者の意欲の増進を図る。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画等を踏まえ、適正な捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ：豚熱の影響もあり捕獲数は令和元年度をピークに大幅に減少した。しかし一時的な個体数の減少であり現在、増加していることから、引き続き被害地域における捕獲を推進し個体数の増加を防止する。捕獲計画数は100頭とする。</p> <p>サル：捕獲実績は令和元年度をピークに減少傾向にあったが、町内全域で被害が発生している。令和6年度に購入した移動式大型箱わなを活用し、被害状況を踏まえ、効果的な設置を図る。被害状況から通年の切れ目のない駆除が必要であり、増加傾向から捕獲計画数は100頭とする。</p> <p>シカ：捕獲実績は増加したが被害の減少に至っていない。また、被害地域も町内全域に拡大している。今後は、捕獲に重点を置き、個体数の減少に繋げていきたい。捕獲計画数は、県の管理捕獲と連携し、捕獲実績を踏まえ300頭とする。</p> <p>中型獣（アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ノウサギ）： 捕獲を行っているものの被害の減少に至っていない。中型獣は被害防除も困難であることから引き続き捕獲を推進していく。捕獲計画数は捕獲実績に合わせ180頭とする。</p>
--

【捕獲実績：直近3年間の被害防止目的の捕獲実績】

対象鳥獣	捕獲実績数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	41 頭	35 頭	54 頭
サル	52 頭	48 頭	77 頭
シカ	228 頭	201 頭	237 頭
中型獣 アナグマ、ハクビシン タヌキ、ノウサギ	125 頭	125 頭	147 頭
ツキノワグマ	4 頭	3 頭	4 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100 頭	100 頭	100 頭
サル	100 頭	100 頭	100 頭
シカ	300 頭	300 頭	300 頭
中型獣 アナグマ、ハクビシン タヌキ、ノウサギ	180 頭	180 頭	180 頭
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数

捕獲等の取組内容
<p>【イノシシ、サル、シカ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ノウサギ】 銃、わなによる被害防止目的の捕獲を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間：4月1日～3月31日（切れ目のない捕獲）</li> <li>・区域：町内一円</li> <li>・被害報告、捕獲依頼に応じ猟友会による「被害防止目的の捕獲」を実施する。</li> </ul> <p>【ツキノワグマ】 被害の実態を確認（調査）し、捕獲頭数、期間等については関係機関と調整を行う。捕獲は銃器及びわなにより実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
緊急的な状況の場合には迅速な捕獲をするためライフル銃を用いた捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
川根本町	対象鳥獣のうちイノシシ、サル、シカ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ノウサギについては権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ サル シカ カモシカ アナグマ ハクビシン タヌキ ノウサギ	<p>加害獣を確認し効果的な防除対策を行うよう、防護柵等の設置に対し町単独補助金を交付し、農林水産物の被害の軽減を図る。</p> <p>事業名：川根本町野生鳥獣被害防止対策事業費補助金</p>		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ サル シカ カモシカ アナグマ ハクビシン タヌキ ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業者を中心に対象とした、侵入防止柵の管理に関する研修会を開き、被害軽減への意識を高め地域住民自らが主体となって被害防止対策に努めることを目指していく。</li> <li>・防除設備の適切な設置、維持管理指導</li> </ul>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

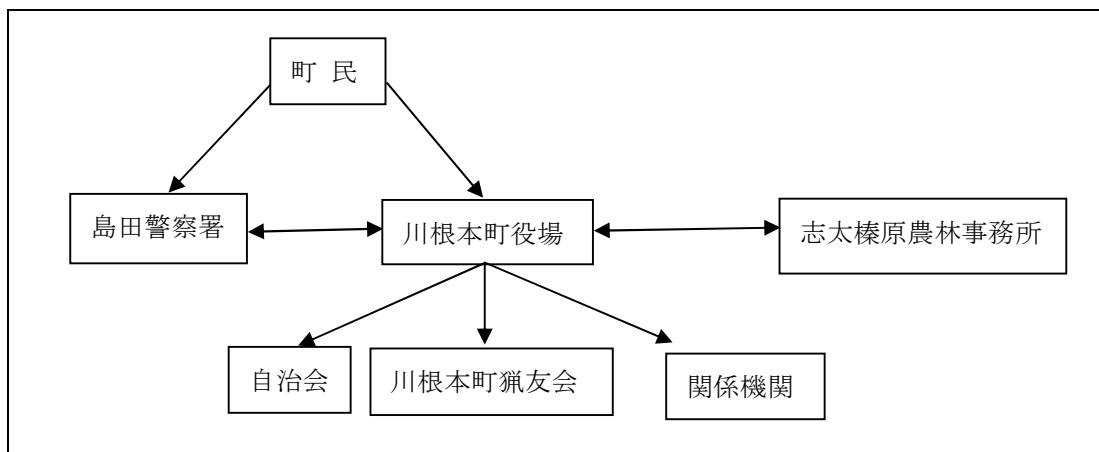
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ サル シカ カモシカ アナグマ ハクビシン タヌキ ノウサギ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止対策等の研修会の実施により、地域住民の意識高揚を図り、自ら被害防止活動に取り組む体制づくりを目指す</li> <li>対象鳥獣の住処となる荒廃農地の解消、増加抑制の必要性の啓発</li> <li>農作物等の適切な収穫指導</li> <li>生ごみの適切な処理</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
川根本町	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や指示
志太榛原農林事務所	町に対する助言等
川根本町猟友会	捕獲等の対応が可能な狩猟者の手配等
島田警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉利用が可能であれば自家消費または南アルプスジビエ牧場（獣肉処理施設）と連携してジビエ等有効活用を行う。</li> <li>その他の捕獲した鳥獣は、適切に埋設処分を行う。</li> </ul>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲をした鳥獣の利用方法

捕獲された対象鳥獣の一部は、食品として利用されている。しかし捕獲された大半は、狩猟者の自家消費、山中での埋設処理がされている現状である。  
ペットフード及び皮革としての利用もほとんどされていない。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	川根本町鳥獣被害防止対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役割
川根本町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
大井川農業協同組合	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導
川根本町猟友会	被害防止目的の捕獲に関する情報提供と被害対策への協力
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連及び鳥獣保護に関する情報提供
森林組合おおいがわ	森林被害対策の情報提供
川根本町産業振興課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
志太榛原農林事務所	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会と連携して対応するため、現段階「実施隊」の具体的な編成はないが、猟友会の高齢化等を踏まえ、被害防止体制の維持強化を図るため「実施隊」の設置について、先進事例を調査・研究し、実施隊の規模、構成、体制、猟友会との区分などを勘案し検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

**【地域住民との連携】**

- ・被害防止対策に関する意識を高めるために、情報提供や啓発に努め、わな設置への土地の提供など地域の協力を求め一体となった取組を推進する。
- ・農作物の残さや家庭生ゴミ等の餌となるものについての管理指導を行う。

**【関係機関との連携】**

- ・効果的な被害防止対策や被害状況との情報を共有し、研修や注意喚起を関係機関と連携して行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策、捕獲技術などの情報を得るため「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」との連携を密に行う。

具体的な対策、人材育成の実施にあたっては、静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザーや猟友会、食品利用者等など専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。また、現在計画対象となっていない野生鳥獣についても、町内での被害状況に注視し、本計画の対象とすることも検討し町全域での被害軽減を図っていく。